

動物用医薬部外品製造業許可証

氏名又は
名 称 株式会社ミリオナ化粧品

製造所の
所 在 地 大阪府東大阪市今米1丁目15-22

製造所の
名 称 株式会社ミリオナ化粧品 大阪第一工場

許 可 の
区 分 動物用医薬品等取締規則第11条第2項第1号の区分

許 可 の
有効期間 令和5年8月22日から
令和10年8月21日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定により許可を受けた動物用医薬部外品の製造業者であることを証する。

農林水産大臣 野村 哲郎

農林水産省指令 5 近消第 241 号

大阪府大阪市中央区本町三丁目 5 番 7 号
御堂筋本町ビル 2 階
株式会社ミリオナ化粧品
代表取締役 阪本 雅哉

令和 5 年 7 月 19 日付けで申請のあった動物用医薬部外品製造業の許可申請については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

農林水産大臣 野村 哲郎

記

許可番号

製造所の
所 在 地 大阪府東大阪市今米 1 丁目 15-22

製造所の
名 称 株式会社ミリオナ化粧品 大阪第一工場

許可の区分 動物用医薬品等取締規則第 11 条第 2 項第 1 号の区分